

議案第73号

調布市職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方公務員法の一部改正を踏まえ、減給の取扱いを改めるため、提案する
ものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の懲戒に関する条例（昭和30年調布市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」を「，その発令の日における給料月額」に改め，同条に後段として次のように加える。

この場合において，その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは，当該額を減ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の懲戒に関する条例第3条後段の規定は，この条例の施行の日以後に支給する給料に係るものについて適用する。